

府政科技第265号  
令和元年7月18日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会委員長



日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更  
許可（発電用原子炉施設の変更）について（答申）

令和元年6月26日付け原規規発第1906264号をもって意見照会のあ  
った標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律  
（以下「法」という。）第43条の3の8第2項において準用する法第43条  
の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり  
である。

(別紙)

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的が商業発電用のためであること
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等抛出金法」という。）に基づく抛出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するということ
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等抛出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるということ

等の諸点については、その妥当性が確認されていること、加えて我が国では当該発電用原子炉も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（IAEA）から得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果から、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。